

競争加入者心得

(趣旨)

第 1 東海国立大学機構で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、東海国立大学機構会計規程、東海国立大学機構契約事務取扱細則、東海国立大学機構における政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達取扱細則その他の規則及び東海国立大学機構発注工事請負等契約取扱要項に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であって、契約責任者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第 3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納入すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納入し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手については、小切手金額。
- 二 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証については、保証金額。

(入札保証金等の納入)

第 5 競争加入者は、入札保証金を別紙第 1 号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に添えて、出納責任者に提出しなければならない。

第 6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 第 1 号に規定する小切手であるときは、当該小切手を入札保証金納入書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。

第 7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 第 2 号に規定する金融機関の保証であるときは、当該担保を証する書類を入札保証金納入書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第 8 競争加入者は、第 5 から第 7 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納入書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保

の種類に応じ必要な事項及び競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第 9 競争加入者は、保険会社との間に東海国立大学機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第 10 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の東海国立大学機構帰属）

第 11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、東海国立大学機構に帰属するものとする。

（入札）

第 12 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第 13 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- 4 競争加入者は、東海国立大学機構公正入札調査委員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

（入札辞退）

第 14 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

- 一 入札執行前にあっては、別紙第 2 号様式の入札辞退届を契約責任者に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。
なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ提出することができる。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、契約責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

(代理人)

第 15 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

第 16 競争加入者は、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第 17 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 31 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第 18 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第 19 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第 20 競争加入者又はその代理人は、契約責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第 21 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第 22 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第 23 競争加入者は、別紙第 3 号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第 24 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を記載し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約責任者あての親展で提出しなければならない。

第 25 第 24 の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第 26 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人の有効な電子証明書を付さなければならない。

（入札書の入札金額の訂正）

第 27 競争加入者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正してはならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第 28 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

第 29 契約責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）

第 30 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 入札件名の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 六 入札件名の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正した入札書

九 納入した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書

十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書

十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第 31 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第 32 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（東海国立大学機構会計規程第 41 条第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が東海国立大学機構にとって最も有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第 33 予定価格が 1 千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（東海国立大学機構会計規程第 41 条第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が東海国立大学機構にとって最も有利なもの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約責任者の行う調査に協力しなければならない。

第 34 予定価格が 1 千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（東海国立大学機構会計規程第 41 条第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が東海国立大学機構にとって最も有利なもの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第 35 第 33 及び第 34 の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第 36 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第37 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者がいるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第38 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約責任者が合理的と認める期間）に、これを契約責任者に提出するものとする。

第39 落札者が第38に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第40 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第38に定める期間内に請書その他これに準ずる書類を契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納入等)

第41 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納入すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の30以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納入し、又は提供しなければならない。

第42 契約の相手方は、契約保証金を別紙第4号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に添えて、出納責任者に納入しなければならない。

第43 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第44 契約保証金として納入する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書類を契約保証金納入書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第45 契約の相手方は、保険会社との間に東海国立大学機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

第46 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約責任者に提出しなければならない。

第 47 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過するときは、当該小切手に代わる契約保証金を納入しなければならない。ただし、出納責任者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の東海国立大学機構帰属)

第 48 落札者が納入した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納入又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、東海国立大学機構に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第 49 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第 50 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第1号様式

入札保証金納入書

入札保証金が現金であるときはその金額又は入札保証金として納入される担保の種類に応じた金額

〔 件名 〕

上記の契約のための競争入札の入札保証金として、上記金額を納入します。

この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告（指名通知書）に示された手続きをしなかったときは、東海国立大学機構に帰属するものであることを了承しました。

令和 年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名 〕

第2号様式

入 札 辞 退 届

〔 件 名 〕

このたび、都合により入札を辞退いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名 〕

第3号様式

入 札 書

〔 件 名 〕

入札金額
金 円也

〔基準等の名称〕を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の〔「工事」又は「業務」〕を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名 〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載すること。
- (3) 〔基準等の名称〕には、工事にあっては「東海国立大学機構工事請負契約基準」、役務にあっては「東海国立大学機構役務請負契約基準」、設計業務にあっては「東海国立大学機構設計業務委託契約要領」、測量調査等業務にあっては「東海国立大学機構測量調査等請負契約要領」、工事監理業務にあっては「東海国立大学機構工事監理業務委託契約要領」を記載すること。

第4号様式

契約保証金納入書

契約保証金が現金であるときはその金額又は契約保証金として納入させる担保の種類に応じた金額

〔 件名 〕

上記の契約保証金として、上記金額を納入します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、東海国立大学機構に帰属するものであることを了承しました。

令和 年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名 〕

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，下記のいずれにも該当せず，また，将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

以上のことについて，入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者，法人である場合はその役員，その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者，その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している。
- 4 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。